

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	67,800,000		
			標準	64,500,000		
		21人 ～ 40人	都市部	136,600,000		
			標準	130,200,000		
		41人 ～ 60人	都市部	228,400,000		
			標準	217,500,000		
		61人 ～ 80人	都市部	320,700,000		
			標準	305,500,000		
		81人 ～100人	都市部	413,400,000		
			標準	393,700,000		
		101人 ～120人	都市部	504,800,000		
			標準	480,800,000		
		121人以上	都市部	597,600,000		
			標準	569,100,000		
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	54,600,000		
			標準	52,000,000		
		21人 ～ 40人	都市部	110,300,000		
			標準	105,000,000		
		41人 ～ 60人	都市部	184,500,000		
			標準	175,800,000		
		61人 ～ 80人	都市部	260,100,000		
			標準	247,700,000		
		81人 ～100人	都市部	334,100,000		
			標準	318,200,000		
		101人 ～120人	都市部	409,500,000		
			標準	390,000,000		
		121人以上	都市部	483,800,000		
			標準	460,800,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000	
				標準	49,800,000	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000	
				標準	164,100,000	
	短期入所整備加算			都市部	14,100,000	
				標準	13,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000	
				標準	15,700,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000		
			標準	11,100,000		
居宅介護整備加算			都市部	7,800,000		
			標準	7,470,000		
避難スペース整備加算			都市部	45,300,000		
			標準	43,200,000		

療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	123,400,000	
			標準	117,600,000	
		21人 ～ 40人	都市部	248,000,000	
			標準	236,200,000	
		41人 ～ 60人	都市部	413,300,000	
			標準	393,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	581,700,000	
			標準	554,100,000	
		81人 ～100人	都市部	748,600,000	
			標準	713,000,000	
		101人 ～120人	都市部	915,300,000	
			標準	871,700,000	
		121人以上	都市部	1,082,100,000	
			標準	1,030,600,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	52,200,000		
		標準	49,800,000		
	大規模生産設備等整備加算	都市部	172,300,000		
		標準	164,100,000		
	短期入所整備加算	都市部	14,100,000		
		標準	13,500,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,500,000		
		標準	15,700,000		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,600,000		
		標準	11,100,000		
	居宅介護整備加算	都市部	7,800,000		
		標準	7,470,000		
	避難スペース整備加算	都市部	45,300,000		
		標準	43,200,000		
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	32,100,000	
			標準	30,600,000	
		短期入所整備加算	都市部	14,100,000	
			標準	13,500,000	
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,550,000	
			標準	2,430,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,600,000		
		標準	11,100,000		
	居宅介護整備加算	都市部	7,800,000		
		標準	7,470,000		
	避難スペース整備加算	都市部	45,300,000		
		標準	43,200,000		
	増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	33,900,000
				標準	32,300,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)			都市部	17,100,000	
			標準	16,300,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)			都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)			都市部	7,800,000	
			標準	7,470,000	
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)			都市部	45,300,000	
			標準	43,200,000	

補装具製作施設	都市部	17,100,000
	標準	16,300,000
盲導犬訓練施設	都市部	213,600,000
	標準	203,500,000
点字図書館	都市部	58,600,000
	標準	55,800,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	79,200,000
	標準	75,400,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期
入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

（単位：円）

事業（施設）の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員 40人 以下	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	303,000,000
			標準	288,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	425,700,000
			標準	405,500,000
		81人 ～ 100人	都市部	548,600,000
			標準	522,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	670,200,000
			標準	638,300,000
		121人 ～	都市部	792,700,000
			標準	755,000,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	146,600,000
			標準	139,600,000
		41人 ～ 60人	都市部	244,900,000
			標準	233,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	344,700,000
			標準	328,400,000
		81人 ～ 100人	都市部	443,100,000
			標準	422,100,000
		101人 ～ 120人	都市部	543,500,000
			標準	517,600,000
		121人 ～	都市部	641,600,000
			標準	611,100,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	69,400,000		
	標準	66,100,000		
短期入所整備加算	都市部	15,500,000		
	標準	14,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000		
	標準	20,600,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	302,900,000
			標準	288,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	425,700,000
			標準	405,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	548,400,000
			標準	522,300,000
		101人 ~ 120人	都市部	670,100,000
			標準	638,200,000
		121人 ~	都市部	792,600,000
			標準	754,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	146,500,000
			標準	139,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	244,800,000
			標準	233,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	344,700,000
			標準	328,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	443,100,000
			標準	422,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	543,000,000
			標準	517,200,000
		121人 ~	都市部	641,400,000
			標準	610,900,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	69,300,000	
		標準	66,000,000	
短期入所整備加算		都市部	15,500,000	
		標準	14,800,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,600,000	
		標準	20,600,000	

療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	329,700,000
			標準	314,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	550,100,000
			標準	523,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	773,100,000
			標準	736,400,000
		81人 ～100人	都市部	995,100,000
			標準	947,800,000
		101人 ～120人	都市部	1,217,200,000
			標準	1,159,300,000
		121人以上	都市部	1,438,800,000
			標準	1,370,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	69,000,000	
		標準	65,800,000	
短期入所整備加算	都市部	18,900,000		
	標準	18,000,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000		
	標準	20,600,000		
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	43,100,000
			標準	41,100,000
	短期入所整備加算	都市部	18,900,000	
		標準	18,000,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	75,300,000		
			標準	71,700,000		
		21人 ～ 40人	都市部	151,800,000		
			標準	144,600,000		
		41人 ～ 60人	都市部	253,800,000		
			標準	241,700,000		
		61人 ～ 80人	都市部	356,400,000		
			標準	339,500,000		
		81人 ～100人	都市部	459,300,000		
			標準	437,500,000		
		101人 ～120人	都市部	560,900,000		
			標準	534,200,000		
		121人以上	都市部	664,000,000		
			標準	632,400,000		
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	60,600,000	
				標準	57,800,000	
	21人 ～ 40人		都市部	122,500,000		
			標準	116,700,000		
	41人 ～ 60人		都市部	205,000,000		
			標準	195,300,000		
	61人 ～ 80人		都市部	289,000,000		
			標準	275,200,000		
	81人 ～100人		都市部	371,200,000		
			標準	353,500,000		
	101人 ～120人		都市部	455,000,000		
			標準	433,400,000		
	121人以上		都市部	537,500,000		
			標準	512,000,000		
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	58,000,000	
				標準	55,300,000	
		大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000		
			標準	182,400,000		
短期入所整備加算		都市部	15,700,000			
		標準	15,000,000			
発達障害者支援センター整備加算		都市部	18,300,000			
		標準	17,500,000			
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	12,900,000			
		標準	12,300,000			
居宅介護整備加算		都市部	8,660,000			
		標準	8,300,000			
避難スペース整備加算		都市部	50,400,000			
		標準	48,000,000			
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	37,600,000		
			標準	35,900,000		

補装具製作施設	都市部	19,000,000
	標準	18,100,000
点字図書館	都市部	65,100,000
	標準	62,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	88,000,000
	標準	83,800,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	336,600,000
			標準	320,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	473,000,000
			標準	450,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	609,500,000
			標準	580,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	744,600,000
			標準	709,200,000
		121人 ~	都市部	880,800,000
			標準	838,900,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	162,900,000
			標準	155,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	272,100,000
			標準	259,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	383,000,000
			標準	364,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	492,400,000
			標準	469,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	603,900,000
			標準	575,100,000
		121人 ~	都市部	712,900,000
			標準	679,000,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	77,100,000		
	標準	73,500,000		
短期入所整備加算	都市部	17,200,000		
	標準	16,500,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000		
	標準	22,900,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	75,300,000		
			標準	71,700,000		
		21人 ～ 40人	都市部	151,800,000		
			標準	144,600,000		
		41人 ～ 60人	都市部	253,800,000		
			標準	241,700,000		
		61人 ～ 80人	都市部	356,400,000		
			標準	339,500,000		
		81人 ～100人	都市部	459,300,000		
			標準	437,500,000		
		101人 ～ 120人	都市部	560,900,000		
			標準	534,200,000		
		121人 以上	都市部	664,000,000		
			標準	632,400,000		
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	60,600,000	
				標準	57,800,000	
			21人 ～ 40人	都市部	122,500,000	
				標準	116,700,000	
	41人 ～ 60人		都市部	205,000,000		
			標準	195,300,000		
	61人 ～ 80人		都市部	289,000,000		
			標準	275,200,000		
	81人 ～100人		都市部	371,200,000		
			標準	353,500,000		
	101人 ～ 120人		都市部	455,000,000		
			標準	433,400,000		
	121人 以上		都市部	537,500,000		
			標準	512,000,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	58,000,000	
				標準	55,300,000	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	191,500,000	
				標準	182,400,000	
	短期入所整備加算			都市部	15,700,000	
				標準	15,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	18,300,000	
				標準	17,500,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	12,900,000	
				標準	12,300,000	
	居宅介護整備加算			都市部	8,660,000	
				標準	8,300,000	
	避難スペース整備加算			都市部	50,400,000	
				標準	48,000,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	201,900,000	
			標準	192,300,000	
		41人 ～ 60人	都市部	336,600,000	
			標準	320,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	473,000,000	
			標準	450,500,000	
		81人 ～100人	都市部	609,500,000	
			標準	580,500,000	
		101人 ～ 120人	都市部	744,600,000	
			標準	709,200,000	
		121人 以上	都市部	880,800,000	
			標準	838,900,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	162,900,000
				標準	155,100,000
	41人 ～ 60人		都市部	272,100,000	
			標準	259,200,000	
	61人 ～ 80人		都市部	383,000,000	
			標準	364,900,000	
	81人 ～100人		都市部	492,400,000	
			標準	469,000,000	
	101人 ～ 120人		都市部	603,900,000	
			標準	575,100,000	
	121人 以上		都市部	712,900,000	
			標準	679,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	77,100,000	
			標準	73,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	17,200,000		
		標準	16,500,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000		
		標準	22,900,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。